

発行/松戸市
編集/財務部税制課
〒271-8588 松戸市根本387の5
☎047-366-1111(代表) FAX 047-363-3200
URL <https://www.city.matsudo.chiba.jp/>



このまち 松戸 あなたの税、いきています

市税1万円の使いみち

市では、皆さんが住みやすいまちになるように、さまざまな仕事を行っています。そこで、市税がどのような仕事に使われているかを図に表しました。

農林水産業費・商工費他 242円(254円)

農業、商工業、観光の振興などに

総務費 980円(978円)

防犯対策、広報・選挙・税務など市役所の全般的な運営に

公債費

1,013円(985円)

市債として借りたお金の返済に

教育費

1,238円(1,258円)

小・中学校や図書館の運営など教育・文化・スポーツの振興に

**税金は
身近なところで みんなのために
使われているんだね!!**

消防費

559円(596円)

消防・救急活動・防災などに

土木費

933円(965円)

道路・公園などの都市整備に

衛生費

1,324円(1,323円)

保健衛生・医療、ごみの処理などに

民生費

3,711円(3,641円)

子育て支援、高齢者、障害者など福祉サービスに

※2019(令和元)年度一般会計予算(9月補正後)の各費目に対する税などの一般財源の割合による配分です。
※かっこ内の数字は前年度同期のものです。



スマホでかんたん納付開始しました!

「LINE Pay」での納付が可能になりました

詳細は7面へ

2020(令和2)年度 市民税

市民税・県民税とは

市民税・県民税は一般的に「住民税」と呼ばれ、その年の1月1日にお住まいの自治体に納税します。

税額は前年の1月から12月までの所得や生活状況に基づいて計算されます。納められた税金は、市民の皆さんの安全安心な生活のためのさまざまな事業に使われます。

市民税・県民税の申告について

申告は全員が必要というわけではありません。右記のフローチャートで申告が必要かどうか確認してください。

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書(※)
- 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金等の源泉徴収票
- 個人番号が分かるものと本人確認書類(郵送による申告書提出の場合はコピーをご用意ください)
- 国民健康保険や国民年金等の社会保険料の控除証明書
- 生命保険料、地震保険料、長期損害保険料の払込証明書
- その他の控除資料(医療費の明細書等、障害者手帳など)
- 認め印

※市民税・県民税申告書は、2月上旬ごろに一定の条件に当てはまる人に送付しています。また、市民税課や各支所、申告会場にも備えてあります。

郵送による申告

申告書に氏名・住所・連絡先などを記入し、押印の上、上記の「申告に必要なもの」を同封して「〒271-8588 松戸市役所市民税課」にお送りください。控えが必要な場合は、切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。

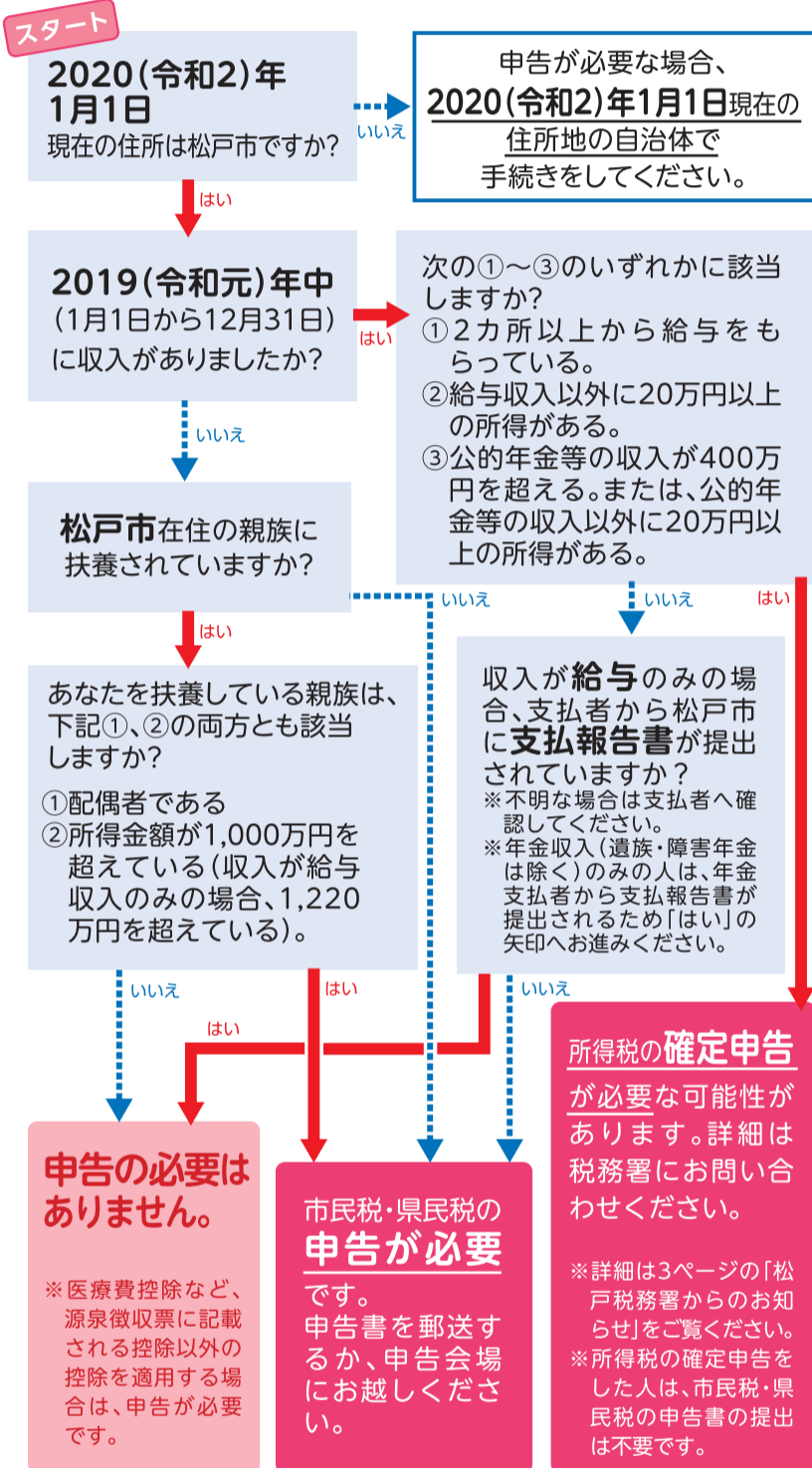
なお、所得税の確定申告書の提出先は、3ページの「松戸税務署からのお知らせ」をご覧ください。



申告会場は大変混み合いますので、郵送による申告をぜひご利用ください。

申告フローチャート

あなたは申告が必要? 確認してみましょう!



各会場での受付日は下表のとおりです(○印が受付日)。各会場とも駐車場の数に限りがあるため、来場の際は公共交通機関などをご利用ください。

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月) **受付時間** 9時～11時30分 / 13時～16時(提出のみの場合は17時)

会場	期日	2月								3月											
		17(月)	18(火)	19(水)	20(木)	21(金)	25(火)	26(水)	27(木)	28(金)	2(月)	3(火)	4(水)	5(木)	6(金)	9(月)	10(火)	11(水)	12(木)	13(金)	16(月)
市役所本館2階大会議室		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新松戸市民センター3階		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小金原市民センター2階		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
六実市民センター2階		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
矢切支所2階		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
常盤平市民センター1階		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小金保健福祉センター3階		—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東部支所2階		—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注意 ● 矢切支所・東部支所にはエレベーターが設置されていません。 ● 土・日曜、祝日および振替休日(2月24日)の受付は行っていません。
 ● 市役所本館2階大会議室では市民税・県民税申告書の受付のみ行い、所得税の確定申告書の作成は行いません。

県民税の申告

☎ 市民税課 (個人市民税) ☎ 366-7322
 (法人市民税) ☎ 366-7136
 ✉ mcshiminzei@city.matsudo.chiba.jp

2020(令和2)年度市民税・県民税の税制改正

ふるさと納税制度の見直し

●ふるさと納税(個人市民税・県民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分)の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。対象となる地方団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイトをご参照ください。



総務省ふるさと納税ポータルサイト

●指定対象外の団体に対して2019(令和元)年6月1日以降に支出された寄附金については、市民税・県民税にかかる寄附金税額控除の特例控除の対象外となります(所得税の所得控除および個人市民税・県民税の基本控除の対象にはなりません)。

住宅ローン控除の拡充

●消費税率10%が適用される住宅取得等で、2019(令和元)年10月1日から2020(令和2)年12月31日までの間に居住の用に供したのについて、住宅ローン控除の適用期間が10年間から3年間延長され、13年間となります。

●今回の措置により延長された控除期間においても、改正前と同様に「所得税で控除しきれなかった額」または「所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)」のいずれか少ない金額が、個人市民税・県民税の住宅ローン控除に適用されます。

Q&A

Q パート収入は、いくらを超えると課税されますか？また、扶養に入れる判定金額はいくらですか？



A 給与収入が100万円(所得金額が35万円)を超えると課税されます。扶養の範囲は給与収入で103万円(所得金額38万円)以下なら、配偶者控除・扶養控除を受けることができます。また、納税義務者(扶養する人)の所得金額が1,000万円以下で配偶者の給与収入が103万円超から201万6千円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。

Q 住民税の支払い方法を教えてください。



A ①給与特別徴収(給与収入からの天引き)、②年金特別徴収(年金収入からの天引き)、③普通徴収(納付書や口座振替での支払い)の3つです。給与収入がある人は①、年金収入がある人は②、その他の収入がある人は③での支払いになります。詳細は市ホームページをご覧ください。
 ※上記に当てはまらない場合もあります。

法人市民税

法人市民税とは

市内に事務所などを有する法人が納税義務者です。資本金等の額および従業員数により区分される均等割と、資本金または出資金の額および法人税額(国税)により区分される法人税割からなります。

均等割の税率

法人の区分	資本金等の額		1千万円以下		1千万円超~1億円以下		1億円超~10億円以下		10億円超~50億円以下		50億円超	
	市内の従業者数	均等割額(年額)	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超
			5万円	12万円	13万円	15万円	16万円	40万円	41万円	175万円	41万円	300万円

法人税割の税率

法人の区分	2014(平成26)年9月30日以前に開始する事業年度	2014(平成26)年10月1日以後から2019(令和元)年9月30日以前に開始する事業年度	2019(令和元)年10月1日以後に開始する事業年度
資本金または出資金の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年500万円以下の法人	12.3%	9.7%	6.0%
上記以外の法人	14.7%	12.1%	8.4%

申告および納付の期限 原則として、事業年度が終了する日の翌日から2カ月以内です。

松戸税務署からのお知らせ

申告書はご自分で作成し、提出はお早めに

- 所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は、3月16日(月)まで
- 個人事業者の消費税の申告と納税は、3月31日(火)まで
- 申告書の作成を税理士に依頼される際は、にせ税理士にご確認ください。

医療費控除について

- 2017(平成29)年分の確定申告から、領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

マイナンバー制度について

- 2016(平成28)年分の確定申告から、申告書への個人番号の記載が必要です。なお、申告書の提出の都度、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

国税庁ホームページで申告書等を作成できます

- 所得税および復興特別所得税・個人消費税・贈与税の申告書等が、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を使えば、24時間いつでも作成できます。申告書等は印刷し、添付書類と一緒に郵送等で提出してください。
 ※スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。
- 電子申告(e-Tax)の事前準備が完了している方は、申告書等のデータをインターネットで送信することもできます。詳しくは、e-Taxホームページでご確認ください。
- 申請書作成会場(松戸税務署)は大変混雑しますので、国税庁ホームページを利用することをお勧めします。

申告書・届出書等は「信書」に該当しますので、郵便または信書便で送付してください

- 郵便または信書便で提出する人は、封筒の裏面に、住所・氏名を記入してください。また、申告書の控えに受付印が必要な人は、控えもボールペンで記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

2019(令和元)年分の申告書作成会場は、松戸税務署です

- 開設期間 2月17日(月)から3月16日(月)まで
- ※土・日曜日を除きますが、2月24日(月)、3月1日(日)は開場します。
- 相談時間 9時から17時まで
- 受付時間 8時30分から16時まで
- 混雑状況により受け付けを早めに締め切ることがあります。また、相談内容が複雑な場合は、15時までにお越しください。
- 注意事項 税務署の駐車場に申告書作成会場(プレハブ)を設置していますので、駐車場が使用できません。お車の来署はご遠慮ください。



納税は便利な振替納税で

- 納税は、便利な振替納税をご利用ください。
- 所得税の振替日…4月21日(火)
- 消費税の振替日…4月23日(木)
- お申し込みは税務署または金融機関へ。

☎ 松戸税務署
 ☎363-1171(代表)
 〒271-8533
 松戸市小根本53の3

固定資産税

固定資産税・都市計画税とは

固定資産税(税率1.4%)

毎年1月1日に、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者が、固定資産の所在する市町村に納める税金です。行政サービスを提供する市町村の財政を支えています。

都市計画税(税率0.23%)

土地・家屋の所有者が固定資産税と共に納める税金です。都市計画事業や区画整理事業のための費用に充てられます。

税額算定の流れ

総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて固定資産の評価額(=価格※1)を決定し、その価格を基に課税標準額(※2)を算定

- ※1 実際の売買価格とは異なります。
- ※2 同一人が市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの固定資産の課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合は課税されません。
〔土地:30万円 家屋:20万円 償却資産:150万円〕

課税標準額 × 税率 = 税額

税額などを記載した納税通知書を毎年4月上旬に送付

土地に対する課税

土地は、毎年1月1日の利用状況に基づいて地目を認定します。地目によって計算方法が異なるため、土地の利用状況を変えると税額が変わる場合があります。

利用状況(地目)



評価額(3,000万円)が同じでも利用状況が異なる土地(200㎡)の例

	1戸の住宅が建っている場合	更地や駐車場の場合
固定資産税	課税標準額 (評価額) 3,000万円 × 6分の1 = 500万円	(評価額) 3,000万円 × 10分の7 = 2,100万円
	税額 (課税標準額) (税率) 500万円 × 1.4% = 7万円...①	(課税標準額) (税率) 2,100万円 × 1.4% = 29万4,000円...③
都市計画税	課税標準額 (評価額) 3,000万円 × 3分の1 = 1,000万円	(評価額) 3,000万円 × 10分の7 = 2,100万円
	税額 (課税標準額) (税率) 1,000万円 × 0.23% = 2万3,000円...②	(課税標準額) (税率) 2,100万円 × 0.23% = 4万8,300円...④
合計の税額(年間)	① + ② = 9万3,000円	③ + ④ = 34万2,300円

住宅用地の特例

住宅が建っている土地には、住宅用地の特例という課税標準額の減額措置があります。

住宅1戸につき200㎡分までは小規模住宅用地の特例が適用され、固定資産税課税標準額が評価額の6分の1に、都市計画税課税標準額が評価額の3分の1になります。そのため、住宅が建っている土地と建っていない土地とでは税額に差が生じます。



市ホームページ「土地に対する課税」

家屋に対する課税

新築住宅に対する税の減額措置

新築後3年度分(地上3階建て以上の耐火・準耐火建築物は5年度分)は、床面積120㎡分まで固定資産税額の2分の1が減額されます。

例えば、木造2階建てで床面積100㎡の新築の居宅(評価額および課税標準額800万円)を取得した場合の税額は次のとおりです。

固定資産税の税額	(課税標準額) (税率) 800万円 × 1.4% = 11万2,000円	→	(税額) 11万2,000円 × 2分の1 = 5万6,000円...①
都市計画税の税額	(課税標準額) (税率) 800万円 × 0.23% = 1万8,400円...②		※都市計画税には新築の減額措置はありません。
合計の税額(年間)	① + ② = 7万4,400円		

減額期間

区分	面積要件	減額期間
耐火・準耐火建築物	50㎡(貸家共同住宅の1戸当たりの面積は40㎡)以上280㎡以下	3年度分 (地上3階建て以上は5年度分)
その他の建築物		3年度分
認定長期優良住宅(耐火・準耐火建築物)		5年度分 (地上3階建て以上は7年度分)
認定長期優良住宅(その他の建築物)		5年度分

既存住宅に対する税の減額措置

工事費用や工事内容には一定の要件があります。詳細は固定資産税課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ「家屋に対する課税」

耐震改修

減額対象住宅 1982(昭和57)年1月1日以前から所在し、2022(令和4)年3月31日までに改修工事が行われた住宅

減額割合 翌年度分の家屋に対する固定資産税額の2分の1を減額(1戸当たり120㎡分まで)

バリアフリー改修

減額対象住宅 新築された日から10年以上経過した50㎡以上280㎡以下の住宅のうち、2022(令和4)年3月31日までに改修工事が行われた、65歳以上の人・要介護等の認定を受けている人・障害者のいずれかが居住している住宅(貸家住宅を除く)

減額割合 翌年度分の家屋に対する固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり100㎡分まで)

省エネ改修

減額対象住宅 2008(平成20)年1月1日以前から所在し、2022(令和4)年3月31日までに改修工事が行われた50㎡以上280㎡以下の住宅(貸家住宅を除く)

減額割合 翌年度分の家屋に対する固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり120㎡分まで)



都市計画税

☎ 固定資産税課 ☎ 366-7323
✉ mckoteishisan@city.matsudo.chiba.jp

償却資産に対する課税

償却資産とは、土地・家屋以外のもので、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることのできる資産（構築物、機械装置、器具、備品など）をいいます（詳細は市ホームページをご覧ください）。

償却資産の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、資産の取得価額および耐用年数に応じた減価率を基準として評価します。

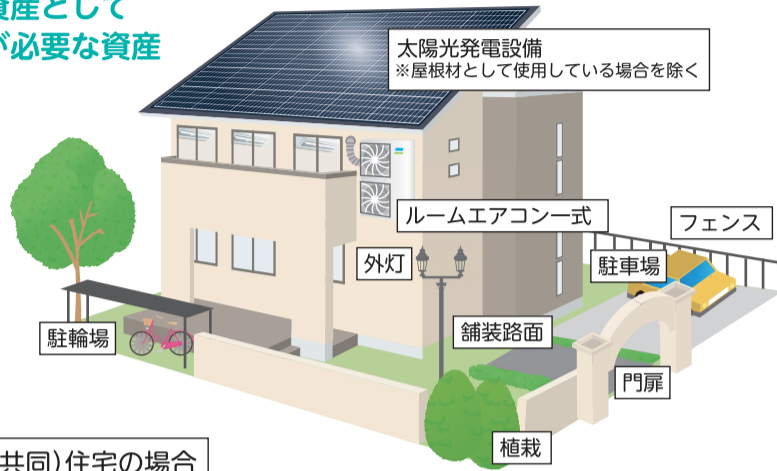
市内に事業用の償却資産（貸し付けているものを含む）を所有している人は、毎年1月1日現在の資産所有状況をその年の1月31日までに申告する必要があります。

※共同住宅や社宅などを所有している場合、償却資産の申告が必要な資産は右図のとおりです。エレベーターが設置してある建物は、その動力設備としての変電設備も申告の対象となります。



市ホームページ
「償却資産に対する課税」

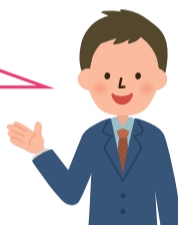
償却資産として申告が必要な資産



賃貸(共同)住宅の場合

固定資産の利用状況が変わったときはご連絡ください

固定資産調査にご理解とご協力をお願いします。



納税通知書につづられている変更事項等連絡用はがきに記入して返送するか、固定資産税課にご連絡ください。

土地・・・現況や利用状況に変更があった場合など
家屋・・・新築、増築、改修、取り壊しをされた場合など

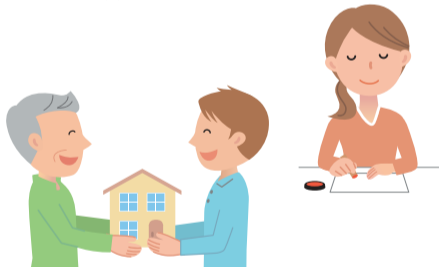
※固定資産の評価・課税を適正に行うため、地方税法の規定に基づき、実地調査に伺う場合がありますのでご了承ください（調査の際には、固定資産評価補助員証を携帯します）。

納税義務者の相続について

固定資産（土地・家屋）の所有者が1月1日前に死亡している場合は、相続人の中から代表者を申し出ていただきます。

市に死亡届を提出した人に「相続に伴う固定資産税及び都市計画税に係る納税義務者等に関する回答書」を送付していますので、回答をお願いします。

未登記家屋を所有している場合は、所有者変更の手続きが必要です。詳細は固定資産税課にお問い合わせください。また、市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。



市ホームページ
「土地・家屋の所有者が
お亡くなりになったとき」

登記の相談について

登記に関するご相談は
法務局で受け付けています。

- 売買や相続による所有権移転手続きなど
- 全部事項証明書などの取得

☎ 千葉地方法務局松戸支局
松戸市岩瀬473番地18
☎ 363-6278



縦覧制度について

固定資産税の納税者が自己所有の土地・家屋と、市内の他の土地・家屋の評価額を比較することができる制度です。

縦覧期間

4月1日(水)～4月30日(土・日曜日、祝日を除く)各8時30分～17時

縦覧場所

松戸市役所固定資産税課(新館2階)

Q&A

Q 2019(令和元)年12月に自己所有の家屋を売却し、2020(令和2)年2月には所有権移転登記を済ませました。2020(令和2)年度の固定資産税は誰に課税されますか？



A 2020(令和2)年度の固定資産税は、2020(令和2)年1月1日時点で登記簿に所有者として登記されている人である、あなたに全額が課税されます。

Q 松戸市に固定資産税の納税義務がありますが、これから海外に転出します。何か手続きは必要ですか？



A 納税管理人を定める手続きが必要になりますので、固定資産税課にお問い合わせください。市ホームページ「納税管理人について」にも詳細を掲載しています。

その他の質問は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
「固定資産税 Q&A」



軽自動車税(種別割)

☎ 税制課 ☎366-7321
✉ mczeisei@city.matsudo.chiba.jp

4月1日までに名義変更、廃車などの手続きを

市ホームページ「軽自動車税」



軽自動車税(種別割)とは

2019(令和元)年10月1日に軽自動車税(環境性能割)が創設されたため、従来の軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」へ名称が変更されました。軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を毎年4月1日時点で所有している登録名義人に納めていただく税です。

納税通知書の発送

2020(令和2)年度納税通知書を5月7日(木)に発送する予定です。納期限は6月1日(月)です。

減免について

体の不自由な人などは、申請により税の減免を受けられる場合があります。詳細は税制課にお問い合わせください。

※環境性能割について

三輪以上の軽自動車を、新車・中古車を問わず取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価額(取得価格50万円を超えるもの)に対し、環境性能に応じた税率(0%~2%)を乗じて算出されます。なお、賦課徴収は、当分の間、都道府県が行うこととなっています。

Q&A



Q 前年度の税額は7,200円だったのに、今年度は12,900円。5,700円も上がったが、なぜですか？



A あなたが所有する軽自動車は、最初の新規検査(新車登録)を受けてから(自動車検査証の「初度検査年月」から)13年を経過したため、グリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策)を進める観点から、概ね20%税率が上乘せされる「経年車重課(重課税率)」の対象となったためです。



Q 軽自動車の廃車(または名義変更)の手続きをしたのに、納税通知書が送られてきたのは、なぜですか？



A 軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在に所有(登録)している人に課税されます。そのため、4月2日以降に廃車(または名義変更)手続きをしても、その年度の税金を納めていただくことになります。また、軽自動車税(種別割)に月割制度はありませんので、年度の途中で廃車(または名義変更)手続きをした場合でも払い戻しはありません。もし、業者など代理の人に手続きを依頼したのであれば、手続きの完了日を確認してください。

名義変更・廃車などの手続き

申告などの手続きはお済みですか？

バイクなどの譲渡や廃棄をした場合は、4月1日までに手続きをしないと課税されます。手続きをしなかったために、「もう所有していないのに、納税通知書が届いた」などのお問い合わせが多くなっていますので、できるだけ本人が直接手続きをしてください。第三者に依頼した場合は、手続きが完了しているか、必ず確認してください。松戸市ナンバーの手続きに必要なものは、右の表のとおりです。※手続きをする人の本人確認ができるもの(7ページ下段)が必要です。※譲渡証明書には、旧所有者の押印が必要です。※ナンバープレート(標識)をき損・紛失した場合には、弁償金(200円)が必要です。

野田・習志野ナンバー(125ccを超える二輪車、三輪・四輪の軽自動車)

野田・習志野ナンバーの手続きについては、下記にお問い合わせください。

二輪車(125cc超)	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2023
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 ☎050-3816-3117



松戸市ナンバー(原動機付自転車・小型特殊自動車)

区分	手続き内容	手続きに必要なもの
登録	購入	・販売証明書 ・登録者の認め印
	廃車済み	・廃車申告受付書 ・登録者の認め印
名義変更	未廃車 ナンバープレート(標識)付き	・市外のナンバープレート(標識) ・標識交付証明書 ・登録者の認め印
	廃車済み	・廃車申告受付書 ・譲渡証明書 ・新しい登録者の認め印
名義変更	未廃車 ナンバープレート(標識)付き	・ナンバープレート(標識) ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・新しい登録者の認め印
	廃車(松戸市ナンバー)	・ナンバープレート(標識) ・標識交付証明書 ・登録者の認め印

2020(令和2)年度の税率

原動機付自転車、二輪車など

車種区分	税率(年額)	
原動機付自転車	50cc 以下または 0.6kW 以下	2,000円
	50cc 超 90cc 以下または 0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000円
	90cc 超 125cc 以下または 0.8kW 超 1.0kW 以下	2,400円
ミニカー (50cc 以下または 0.25kW 超 0.6kW 以下)	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円
軽二輪車	125cc 超 250cc 以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000円

軽自動車の新規検査(新車登録)年月



自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」に記載されています。

四輪(総排気量660cc以下)、三輪の軽自動車

税率	車種区分	四輪				三輪		
		乗用		貨物用				
		自家用	営業用	自家用	営業用			
旧税率	新規検査(新車登録)日:2007(平成19)年4月1日~2015(平成27)年3月31日まで	7,200円	5,500円	4,000円	3,000円	3,100円		
標準税率	新規検査(新車登録)日:2015(平成27)年4月1日以降	10,800円	6,900円	5,000円	3,800円	3,900円		
重課	新規検査(新車登録)日:2007(平成19)年3月31日以前	12,900円	8,200円	6,000円	4,500円	4,600円		
軽課 (グリーン化特例) ※取得の翌年度分のみ	概ね25%軽減	乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車	貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車	8,100円	5,200円	3,800円	2,900円	3,000円
	概ね50%軽減	乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車	貨物用:平成27年度燃費基準+35%達成車	5,400円	3,500円	2,500円	1,900円	2,000円
	概ね75%軽減	電気自動車および天然ガス自動車		2,700円	1,800円	1,300円	1,000円	1,000円

納期内納付にご協力を

☎ 収納課(市税の納付) ☎366-7325
 ✉ mcshuunou@city.matsudo.chiba.jp
 債権管理課(納税相談) ☎704-4004
 ✉ mcsaiken@city.matsudo.chiba.jp

LINE Payで納付できるようになりました

2020(令和2)年1月から、市税の新たな納付方法として「LINE Pay請求書支払い」を導入しました。納付できるのは、市民税・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)、軽自動車税(種別割)です。
 ※30万円を超える納付書、バーコード印字のない納付書、納期限(使用期限)を過ぎた納付書は使用できません。また、LINE Payでは領収証書が発行されませんので、納付後すぐに証明書などが必要な場合は、収納課、支所、金融機関、コンビニエンスストアで納付してください。



LINE Pay
QRコード

2020(令和2)年度市税の納期限

市民税・県民税(普通徴収分)

期別	納期限
第1期	6月30日(火)
第2期	8月31日(月)
第3期	11月2日(月)
第4期	12月28日(月)

固定資産税・都市計画税 (償却資産を含む)

期別	納期限
第1期	4月30日(木)
第2期	7月31日(金)
第3期	11月30日(月)
第4期	2021(令和3)年2月1日(月)

軽自動車税(種別割)

期別	納期限
全期	6月1日(月)

市税は、納税者の皆さんに納期内に納めていただくものです。

納期限までに納めなかった場合は、市役所から督促状を送付します。

また、納期限の翌日から延滞金が加算されますので、納期内納付にご協力ください。

コンビニエンスストア・ペイジーを利用した納付方法

コンビニエンスストアで納付する場合

- バーコードが印字された納付書で納付できます。
- 納期限を過ぎた納付書は取り扱いできません。
- 領収証書とレシートを必ずお受け取りください。

ペイジーで納付する場合

- 右記のペイジーマークが印刷された納付書で、ATMまたはインターネット(モバイル)バンキングを利用して納付できます。
- ※ペイジーでの納付は、領収証書が発行されませんので、「ご利用明細」などは大切に保管してください。



注意事項

- 納付書は全期と期別のどちらかを使用し、二重納付しないようご注意ください。
- 期別の納付書を使用する際は、納期をご確認ください。例えば、第2期を納付する際に誤って第4期の納付書を使用した場合、振り替えや還付はしていません。

口座振替のご利用方法

手続き方法

- ① 口座振替依頼書をご準備ください。納税通知書に添付されているものか、市内の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)または郵便局の窓口にて備え付けのものをご利用ください。
- ② 口座情報などの必要事項を記入してください。
- ③ 期別振替か全納振替のどちらかを選択してください。全納振替の場合は、第1期納期限の日に振り替えます。
- ④ 金融機関(ゆうちょ銀行を含む)または郵便局の窓口にて、預貯金通帳・届け出印・納税通知書・口座振替依頼書を持参し、お申し込みください(市役所では申し込みできません)。

注意事項

- ゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、納税通知書に添付されている口座振替依頼書では受け付けできません。窓口にて備え付けの口座振替依頼書をご利用ください(市外にお住まいの方は収納課にご連絡ください)。
- 各納期限の2カ月前までにお申し込みください。
- 固定資産税は、土地・家屋の名義変更(共有持分の変更を含む)をした場合、翌年度以降の継続はできません。再度申し込みが必要です。
- 軽自動車税は、1枚の口座振替依頼書で所有する全ての車両の納付が口座振替になります。
- 預貯金の残高不足などにより振替不能となった場合は、後日送付する督促状で納付してください。

納税証明書の窓口での申請方法

必要なもの

- 申請者の本人確認書類(下記の「本人確認のお願い」をご覧ください)
- 発行手数料 1税目1年度につき300円(継続検査用は無料)
- 委任状(右記の注意事項をご覧ください)

発行できる場所

- 収納課
- 支所
- 行政サービスセンター(松戸駅構内)

注意事項

- LINE Payの「支払い履歴」ご提示での納税証明書の発行はできません。
- 本人や同一世帯の親族以外が申請する場合は、本人(委任者)が記入・押印した委任状が必要です。委任状には、日付、委任者と受任者の住所・氏名、委任事項などの記入が必要です(法人の場合は代表者印が必要)。
- 法人名義の納税証明書を申請する際は、委任状(委任者は法人)または法人の代表者印を持参してください。なお、行政サービスセンターでは発行できません。
- 市税に滞納がないことおよび市税の滞納処分を受けたことがないことの証明書は、収納課でのみ発行しています。



本人確認のお願い

各種税証明書などの申請の際は、皆さんの大切な個人情報を守り、不正な申請を防止するため、窓口で申請者の本人確認書類の提示をお願いしています。下記のAから1点、持っていない場合はBから2点またはBとCから1点ずつを持参してください。Cの2点提示では確認要件を満たしません。

- A** 【官公署発行の顔写真付きのもの】運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)、マイナンバーカードなど
- B** 【官公署発行の顔写真なしのもの】各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(顔写真なし)など
- C** 【本人の名前が確認できるもの】社員証、学生証、診察券、クレジットカードなどのカード類、通帳など

※申請内容によっては、他の書類が必要となる場合があります。詳細は、担当各課にお問い合わせください。マイナンバーの通知カードは、本人確認書類ではありません。

納税相談を実施しています

税金は、納期内に納めなければなりません。生活状況などを聴取し、一定の要件を満たしている場合には、納期延長や分割納付を認める場合があります。

※納税の公平性を保つため、納期限を過ぎても未納となっている場合には、財産(不動産・給与・預貯金など)の差し押えや公売などの強制処分を行います。

夜間窓口の開設日

日時
2月27日(木)、3月26日(木)
各17時~20時

場所
市税の納付 収納課(新館2階)
納税相談 債権管理課(本館2階)

夜間窓口は毎月最終木曜日に開設しています。詳細は収納課または債権管理課にお問い合わせください。

松戸市長賞

人のかしこさ、人のやせこさ

金ヶ作中学校3年

吉井 彩乃さん

その日、私はいつもの鼻歌を調子よく歌いながら、学校からの帰り道を急いでいました。一週間前に習字教室に行けるのです。百メートル程先の丁字路を曲がれば家が見える所まで来て、道の先におじいさんがこちらを向いて立ち止まっているのが分かりました。少し様子がおかしいなと目を凝らしてみると、おじいさんが額から血を流しています。驚きのあまり一瞬息が止まり、次の瞬間、私はおじいさんに向かって駆け出していました。私より少し早くおじいさんに駆け寄り、小学生の女の子が、おじいさんは道で転んで頭を打ってしまったのだと教えてくれました。額からの出血の量が多く、通りかかった男性が直ぐに携帯電話で救急車を呼び、十分としない間に救急車がおじいさんがおじいさんの体を支えたり、近所のおばさんが家からタオルを持って来たりと、そこにいた皆が初対面だったにも関わらず、おじいさんのことを助け、安心させようとしていました。そして、私達が待つていた救急隊員の方達は、迅速する直ぐにおじいさんの状態を確認し、迅速におじいさんを救急車に乗せ、あつという間に去って行きましたが、私に枚のカードを残して

くれました。松戸市消防局のサンキューカードです。多量の出血を見た後は不安を感じることもあると思う、そのようなことがあった場合は連絡してくださいと丁寧に仰り、カードには相談窓口の電話番号も記されていました。

その日の習字は、集中力が欠けていると先生から注意を受けしまいました。何か心を落ち着け「納税義務」と何度も練習しました。今年の秋からは消費税も上がるし、「納税義務」と練習していると気分が暗くなってしまうのです。しかし、書いているうちに私はあることに気が付きました。今日駆けつけてくれた救急車は、まさに税金で運営されているのです。救急隊員の方達が到着した時私は大変ほっとして、思わず涙が出たではありません。私達が安心して毎日を過ごすことができるのは、税金が様々な社会の安心を支えているからではないかと思に至りました。

習字教室からの帰り道、私はまたいつもの鼻歌を歌っていました。私の中学校の校歌です。想い出ずる人のかしこさ、「語りつづく人のやしこさ」というフレーズが特に好きでしたが、今まで具体的な何を指しているのかよく分かっていませんでした。しかし、ふと、これはつまり税金の制度があることではないかと気が付いたのです。歴史の授業で学んだ日本の税の歴史はとも古く、今日まで様々な形を変えて継承されてきた人々の人々による人々のための素晴らしい制度なのだと思えます。私はまだ中学生で何もこの制度に貢献できていませんが、将来必ずこの制度を支える社会の一員になりたいと思えます。

松戸市議会議員賞

祖母の笑顔から学んだこと

第一中学校3年

小椋 菜々絵さん

「菜々絵、おばあちゃんの写真が送られてきたよ」と言われて、母に見せられたのは、伯母家族と同居している九十歳になる祖母の写真だ。祖母は、認知症を患い、口中のほとんどを地域のデイケアセンターで過ごしている。写真の中の祖母は、デイケアセンターの料理教室で、おやつ作りを嬉しそうに丸めていた。その写真を見た私は、「おばあちゃん、元気そうじゃないか」と思うと同時に、大きな疑問がわいてきた。祖母は、わずかな年金で暮らしているはずである。母から聞いた話では、祖母は週に五日、朝から夕方までデイケアセンターで過ごしている。送迎もされ、「おまきにお風呂まで入れてもらっているのだ。そんなに手厚い待遇をしてもらっている。祖母は一体いくらお金を払っているのだろうか。祖母がそんな大金を払えるとは到底思えない。それなら、叔母家族が大きな負担をしているのだろうか。私は、気になって母に尋ねてみた。すると母は、「デイケアセンターにいる時間や地域にもよるけれど、一日でも、千円から千円程度の金額で面倒をみてくれるそうだよ。消費税が上がるのは嬉しいことではないけれど、おばあちゃんが楽しく暮らしていくためには仕方がないわね。」と私

に言った。

日本は今、少子高齢化が大きな問題となっている。現在、人口の約三人に一人が六十五歳以上となり、一人の高齢者を二人の現役世代が支える状態であるのだ。そして、私が六十歳になる頃には、一人の高齢者を二人の現役世代が支えることになると思う。税金の三割以上が、年金、医療、介護や子育てに使われていることも、この現状を見ると頷ける。祖母の写真を見て、高齢者が生き生きと暮らすことができ、その家族を経済的、肉体的、そして精神的にも支えているのは、税金なのだと思った。

どんな人でも、年をとると、誰もが、自分が高齢者になった時の不安を抱えている。だからこそ、消費税増税により、子供から高齢者まで皆が暮らしやすい社会にするために使われるという保証があれば、きっと増税も仕方ないと思うであろう。増税により自分の今の生活が苦しくなると分かっていても、将来の生活が豊かになるためだと知っていると、おまけをええなと感じるのではないだろうか。そのためには、自分たちが一生懸命働いて払った税金が、本当に自分たちのために使われているのに関心を持ち、しっかりと見守っていくことが何よりも大切だと感じる。自分の将来のためと、安心して納税することができる日本になれば、きっと経済的にも精神的にも豊かな日本になるだろう。祖母のように、自分が豊かな老後を迎えることができるように、これから税について関心を持ち続けていきたい。祖母の笑顔を守るためにも、そして自分自身の将来のためにも。



中学生の「税についての作文」

2019 (令和元) 年度

市では、次代を担う中学生の皆さんに、「税についての作文」の募集を行いました。これは、家庭で学んだ税に関すること、報道で知った税の話題などをテーマとした作文を書くことにより、中学生の皆さんに税の正しい知識を持ってもらい、税に対する理解を深めてもらうことを目的として、租税教室の開催と併せて実施しています。今年度は、市内22校から3,407点の応募があり、厳正な審査の結果、市長賞をはじめ15点を選考し、賞状と記念品を贈呈しました。2020(令和2)年度も9月上旬に作品の募集を予定しています。市内中学生の皆さんの応募をお待ちしています。

松戸市副市長賞

身近な支え

小金中学校3年

國崎 沙和子さん

私は今まで「税」という言葉を聞くと、どこか他人事で身近なものだとは少しも感じていなかった。一番近くにあるはずの消費税でさえ、端数が出て面倒だと思えばかりで、どこぞの風に使われているの気がしてこなかった。しかし、この機会を通して税について調べていくうちに税が、身近になり、ありがたいものだと思えるようになった。

中学生である私も納めている消費税は、国の収入の約二割を占めている。また、消費税以外にも所得税や法人税など、およそ五十種類ほどの税があることを知った。消費税と共に納められたこれらの税の七割強が「基礎的財政収支対象経費」として、社会全体のための、私たちのために使われていることが分かった。例えば、年金や医療、毎日通っている学校、そこで使う教科書はもろもろのこと、図書館や浄水場までもが税金で動かされている。正直、消費税がこんな使われ方をされているなんて思ってもみなかった。普段の買い物ときに払うあの小銭がこんなにも社会の支えになっていると思うと、嬉し気持ちになった。今年の十月に消費税率が十パーセントに引き上げられるが、上がった分社会の支えになるのなら喜んで

松戸市副市長賞

払えるとも思った。

実はこんな私でも直接税金を使うことを実感することがあった。昨年、市の事業で「平和大使」として長崎へ派遣され、原爆や平和について学び、その学んだことを身近な人や、地域の人に伝える活動を行なったのだ。このとき、千葉から長崎までの移動費、宿泊費、食事は全て市の税金でまかなわれているので、それに見合った行動を心掛けるようにと説明があった。そのときも、税金を使って活動することの責任の重さを感じたが、税金について少し詳しくなった今、より一層その重みを感じた。

思えば、学校のことほとんどが税金でまかなわれているのも、子どもに関わる事業に税金が使われているのも全て未来を担う子どもたちへのみえない投資ではないだろうか。自分とあまり関わりのないと思っていた税金も、実は私たちの将来に大きく関わっているのだ。そう思うとますます税金は必要不可欠なありがたいものだと感じた。今までもなく身近なものとは感じておらず、気にも留めていなかった税金だが、この機会に身近な所で助けたいところとはとても意味のあることであり、大切なことだと思った。将来、私たちが大人になる頃には働き手が少なくなり社会保障にかかる負担が大きくなると言われていて不安を感じる。しかし、今私がこれほど支えられているのだから、支えてくれた大人に恩返しをすると考えれば当然のことだと思っただけで、将来私たちの負担が増えたとしても地域、あるいは日本の未来の為にもしっかりと働き、税金を納め、税金の使い方について考えていこうと思う。

松戸市教育委員会教育長賞

税金を学ぼう

第四中学校3年

深澤 陽南乃さん

その言葉を聞くと、つい嫌な顔になってしまふ、税金。税金なんて、ただ納めるだけで、あまり私達の役に立っていないと思っただけでも、それは、私が税金をよく知らないからだ。でも、それが、私が税金を学ぶことになった。税金は、学校で「租税教室」というものが開かれ、税理士の方が、税について教えてくださった。私はそこで、税金のおかげで学校へ通えているのだと実感した。公立中学生一人当たり、約百万円もの教育費を、税金で負担していることも知った。教科書や校舎にも、全て税金が使われている。税金のおかげで、学校へ無償で通えるのだ。それに、立派な大人になってほしいという、願いが込められている。そう知ったら、「一生懸命勉強に励み、大人になったら、立派に恩返ししたい」と思った。

税理士の方は、税金の使い方は「公平」でないといけない、とおっしゃっていた。しかし、東日本大震災が起こったとき、被災地に優先的に税金が使われたそうだ。「公平」なこと大事だけれど、「思いやり」を持って譲り合い、税金を使うことも忘れてはならない。自己中心的ではないのだから、税金の使い道を決めるのは、国会議員なのだと思っただ。

のだと学んだ。そして、その国会議員は、選挙で選ばれている。私は、税金の使い道は、国が勝手に決めておられるのだと思っただ。しかし、そうではない。私達国民は、選挙で国会議員を選ぶことで、税金の使い道の決定に携わっている。つまり、自分の投じる票が、自分の意見そのものなのだと感じた。

税金は、私達の生活と切っても切れない存在である。私は、税金なんて嫌なものだと、思っただけで、私の周囲の人も同じだ。その原因は、税金が何に使われているかわからないことにあると思う。税金を納める、納められるだけでは、税金の使い道がわからず、納める気になれない。税金は、こんなところで生活に役立っている。知れば、少しは税金に良い印象を持てると思う。私も、税金について学んだら、税金は必要不可欠で、大切なものだと考えた。だから、税金の使い方を、国がもっと発信していくべきだ。

私達国民も、文句ばかり言うてはいけません。私達の税金に対する悪い印象も、変えなければならぬ。そのために、まず税金について知り、それを理解するべきだ。そして、選挙で投票する。自分で決めた使われ方をすれば、納得して納税できると思う。また、税金が自分の役に立たないと思う人も、いなくなるだろう。私も、数年後、選挙権を持つ。そうしたら、進んで投票したい。国会議員の税金の考え方も注目し、生活をより良くするにはどうすればいいかを考える。税金は、「公平」に「思いやり」を持って、使ってもらいたい。まわりの人のことも考え、誰からも不満の出ない税金の使い方を考えたい。税金への感謝を忘れず。

税を知ること 原 リドワンさん(栗ヶ沢中学校) 消費税と私たち 岩瀬 樹音さん(新松戸南中学校)

税金という名の恩 初沢 理子さん(牧野原中学校) 私を守ってくれるもの 木村 彩乃さん(和名ヶ谷中学校) 「ふるさと納税」の意義 元澤 仁那さん(第六中学校)

税のあたたかさ 志村 侑美さん(第四中学校) 私の身近な消費税 鈴木 彩乃さん(小金北中学校) 税金を募金 相田 雪さん(古ヶ崎中学校)

支え合いの制度 岡本 恒直さん(小金南中学校) 公園掃除と税金 光元 のどかさん(聖徳大学附属女子中学校) アメリカと日本の医療を受診して 坪野 杏樹さん(専修大学松戸中学校)

